

2021年2月1日

新設分割に関する事後開示書面

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
ユナイテッド株式会社
代表取締役社長 早川 与規

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 伊良子 真史

ユナイテッド株式会社（以下「分割会社」という。）は、2020年10月29日付新設分割計画書に基づき、2021年2月1日をもって、ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社（以下「新会社」という。）を新たに設立し、当社が営むアドテクノロジー事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割手続（以下「本分割」という。）を行いましたので、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2021年2月1日

2. 分割会社における反対株主の株式買取請求等に関する手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続（会社法第806条の規定による手続）は実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施していません。

(3) 債権者保護手続

本件分割により分割会社から新会社へ承継する債務については、重疊的債務引受の方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本件分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本件分割について異議を述べることはできません。そのため、債権者保護に関する手続（会社法第810条の規定による手続）は実施していません。

3. 本分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、2021年2月1日をもって分割会社よりアドテクノロジー事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の額は約628百万円、負債の額は約429百万円（いずれも概算値）であります。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上